

中国園芸における育成者権保護問題と 産地化の課題

吉田義明・李 梅

はじめに

種苗問題を視点とした中国沿岸部園芸産地の経営構造調査および関連する文献研究に基づく、本論文の主要な結論は次の三点である。まず第一に中国の園芸生産においては、植物に関するパテント概念はいまだ一般の農民に理解されていないと言いたい。また制度的にも外来品種を保護する体制が十分とはいえないことである。中国政府はWTO加盟にともない工業製品を中心にいわゆるニセ・ブランド品の取り締まりを強化しているが、植物については



いまだ十分な対応をとるには至っていない。さらに制度的特徴として、中国種苗関連法令においては育成者権 (Plant Breeder's Right) に対する公共利用権と農民利用権の相対的優位性がみられることも見逃してはならないだろう。

第二の結論は、新中間層の増大による市場環境の変化、食材の標準化に対応するためには、中国園芸生産・流通の根本的変革が必要であるということである。その変革の中心をなすのがF1種 (一代交配雑種) を中心とした新たな種苗導入とそれに対応する技術普及と流通改革である。中国沿岸部の急速な経済発展にともない、園芸産品市場は急速に変化しようとしている。これらの地域では、これまで

のような農民の市場持ち込みによる量り売り形態ではなく、スーパーマーケット、ファストフード店、コンビニエンスストア等が納期を決めて、均質な標準品を大量に購買する形態が急速に普及しはじめており、そのような形態が将来において主流となることが予想される。小売形態も小家族に適合的なトレイ等のパッケージ販売へと変化し始めている。このような新たな流通形態に対応する生産システムの核になるのが園芸種苗である。また育成者権保護が十分ではない中国においては、自家交配できないF₁種の普及は種苗会社にとってメリットが大きく、将来にわたって外国種苗会社の中国戦略はF₁種を中心としたものになると考えられる。

第三に、これらの種苗の経営的メリットを引き出すためには、農民の経営意識と栽培技術の向上が必要であり、その契機として産地化・ブランド化が有効な対策であることを明らかにした。最近しばしば指摘される農民の遵法性の問題は、取り締まりによって改善するとは思われない。産地化・ブランド化によってもたらされる、適切なインセンティブこそが経営意識の向上を促し、また栽培技術上の経験主義から脱する主要な契機となるはずである。開放経済下における、上記したような市場環境の変化は、中国沿岸部の園芸経営・農民にその可能性を十分に提供しているのである。

以上の点を明らかにするための本論文の構成は、第一章において、種苗に関する国際的権利保護について概説し、さらに各国種苗関連法令との比較において中国種苗法の特徴をまず明らかにした。次いで論文のキー概念であるF₁種に関連する種苗会社の基本戦略と育成者権保護の実態についても論及し、さらにアジア諸国における育成者権侵害の実態についてもふれた。第二章においては、二〇〇五年六月に行った調査に基づいて、中国沿岸部における種苗流通の実態を明らかにし、中国の日系種苗会社代理店の産地育成戦略と中国農民にとっての産地化のメリットと課題について検討し、新たな種苗導入の重要性を指摘し、その前提としての育成者権保護の重要性を指摘した。

一 中国における育成者権保護の特徴

日本市場への中国産野菜の輸入量は表1に示したとおり年々増大してきている。その一方で日本向けの野菜を生産するために、中国へ日本市場に適合的な種苗が大量に持ち込まれている。図1をみると、日本から中国への野菜種子の輸出規模も年々増大し、二〇〇四年の輸出量と金額はいずれも一九九五年の三倍以上になっている。日中農産物貿易において、この二つの逆方向の流れは対になっており、種苗流通がその一半を担っているといえよう。中国がグ

表1 中国産野菜・果物の輸入量と比率の推移

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
生鮮・冷蔵野菜	総輸入量 (t)	857,252	894,839	697,405	803,183	887,009
	中国産の比率 (%)	34.33	45.10	45.87	48.32	56.81
冷凍野菜	総輸入量 (t)	610,862	622,437	568,851	526,910	590,978
	中国産の比率 (%)	36.41	40.10	36.49	34.66	37.64
野菜総計	総輸入量 (t)	2,756,713	2,858,273	2,571,995	2,684,977	2,955,058
	中国産の比率 (%)	46.40	52.11	52.78	53.50	56.60
果物	総輸入量 (t)	2,806,898	2,753,801	2,677,555	2,722,788	2,915,459
	中国産の比率 (%)	13.19	13.86	14.34	14.25	14.95
野菜と果物の合計	総輸入量 (t)	5,563,611	5,612,073	5,249,550	5,407,765	5,870,517
	中国産の比率 (%)	29.64	33.34	33.18	33.74	35.92

出所：財務省「貿易統計」をもとに作成。

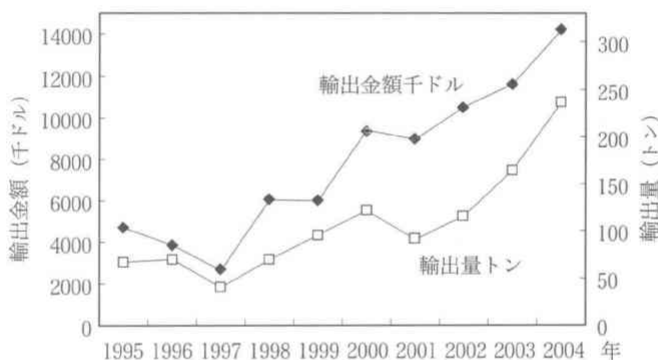


図1 日本から中国への野菜種苗輸出の推移

出所：UM Comtuade, UN Statistics Division より抜粋。

ローバルな種苗産業のひとつの焦点になったことは間違いない。中国種苗市場では、外来種の増加とともにパテント問題も生じている。例えば、「雪手亡」事件のような育成者権侵害も多く出ていて、さらに中国種苗法で保護されていない加工品・調製品で育成者権が侵害されるなど問題は広範かつ多様である。世界の代表的な四つの国・地域を比較して、中国の育成者権保護の特徴をみると各国の植物品種保護に関する法律はおおよそ表2に示したとおりである。米国のみが登録を行う際、先明主義（先に発明したものの権利を重視する）をとっている。しかし、最初に発明した人物を明確にさせること

表2 植物品種保護に関する法律の比較

	米 国	欧 州	日 本	中 国
	先明主義	先願主義	先願主義	先願主義
登録要件	新規性・区別性・安定性・有用性・均一性など			
保護期間	20年、25年	15-30年	20年、25年	15年、20年
法 律	特許法・植物特許法・植物品種保護法	植物品種保護法、一部特許で保護	特許法・種苗法	植物新品種保護条例

は難しく、米国でも先願主義（先に権利登録を申し出たものの権利を重視する）に向かう傾向にある。また、アメリカと日本では特許法と植物品種登録による二重保護が認められている。それに対し、欧州では、EPC（欧州特許条約）で「植物または動物の品種、および植物および動物の生産のための本質的に生物学的な方法」には特許が与えられないとしている。

また後述するように保護のあり方についての各国の裁量範囲は決して小さくない。保護の対象となる品種については、各国が独自の植物品種保護法により保護しているし、自家増殖についての農民の権利をどの範

囲まで保護するかなど、重要な点が各国の裁量に委ねられている。さらに各国における権利は基本的に各国国内の種苗法で保護されるという点に注意が必要となる。例えば日本の種苗会社が開発し、日本で登録した園芸品種の保護を中国国内で受けようとすれば、中国における品種登録が新たに必要となるということである。後段の第二節で中国の植物新品種保護の特徴について述べていくことにする。

(一) 育成者権の保護の国際的体制について

種苗に関する国際的権利保護の取り決めとしてUPOV条約（The International Union for the Protection of New Varieties of Plants）が存在する。一般的には、このような国際間の取り決めと各国国内法である特許法制・種苗関連法制により、いわゆる植物パテントは保護されている。「植物パテント」と言われるものの内容は、主に品種の育成者権および品種の開発手法等に関するものであるが、すでに述べたように日米が特許法による保護と種苗法制による品種保護との二重保護体制をとっているのに対して、中国・タイ等では動植物品種を特許対象から除外し、韓国では無性繁殖植物のみに例外的に特許の適用を認めている。また欧州では当初、遺伝子組み換え植物の特許を認めていたが、それがいったん特許の対象外とされ、現在は品種よりも上位概念（例えばコシヒカリは品種でジャポニカ米はその上

位概念である)にあたる動植物の「発明」については特許による保護を認めるといふ具合に揺れ動きつつ、限定的に特許保護を認める方向に向かつてきている。このように国際的な取り決めがあるとはいへ、各国ごとに品種保護体制は様々である。しかし、品種保護に共通の方法はいずれも、新品種登録制度に基づき開発者の権利を保護するという種苗法制による育成者権保護のしくみである。

本稿の主要な課題ではないので詳説することは避けるが、一般的に言えば、特許法制による保護は種苗法制による保護よりも格段に強力である。しかし、特許による保護の場合には第一に一般に行われている自家採種も規制され、農家の権利を制限する可能性が高いこと、第二に特許品種を素材として、新たな品種を開発しても特許権の制約をうけること、第三にわが国で開発された品種は中国等では特許による保護を受けられないにもかかわらず、中国等で開発された品種はわが国で特許による保護が受けられるという不公平が生ずること、などの問題がある。過去の判例などから判断すると、わが国における特許出願による品種保護は法的に今なお可能と思われるが、わが国では品種を登録して種苗法による権利保護を受けることが一般に行われている。

本稿の課題である中国園芸における種苗問題においても、やはりこの種苗法制による新品種の育成者権保護体制

の評価が主要な論点である。遺伝子解析・組み換え手法などとの関連では特許法制による保護体制も重要な論点ではあるが、本稿では中国における園芸品種にかかわる知的財産権保護にとつて最も重要な種苗法制による育成者権保護のしくみに限定して検討を加えることにしたい。大豆、麦、米等の主要食糧と関連の深い特許法制による保護体制については別稿を期すことにする。

ここでUPOV条約について若干ふれておくと、一九六一年の植物の新品種の保護に関する国際条約をベースに一九七二年に成立し、その後一九七八年および一九九一年に改正された。条文の多くは追加重層的な構造になっており、実態に即しながら徐々に権利保護の充実がはかられてきたことが読み取れる。加盟国の基本的義務は「育成者権を与え、これを保護する」ことのみである。あとはすべて付随的な事項であるが、主なものとして加盟時期により保護される品種を規定していること、育成者権についての自国(民)と他国(民)との差別を禁止していること、次いで育成者権が与えられる品種の要件として、新規性、区別性、均一性、安定性を定義し、出願の際の優先権や審査についての規定を行っている。また育成者権の及ぶ範囲および期間、そして例外規定などを行っている。

以下、本稿との関連で重要と思われる条項を摘要しておく。UPOV九一年条約では第一四条においては育成者権

の範囲を規定している。第一項では保護される種苗について、その生産、増殖、販売、輸出入についての育成者権の許諾を必要とするとき、第二項、第三項ではその種苗を用いて得られた収穫物や加工品にも同様の制限が課されることが述べられている。また保護される品種に区別が難しいほどごく近いもの（従属品種）についても、育成者権が及ぶことが規定されている。この育成者権の最短保護期間については二〇年未満であつてはならず、樹木類については二五年未満であつてはならない（第一九条）となつている。この育成者権の制限（例外）規定については第一五条から第一七条に記載がある。各々、第一五条では私的な非商業目的の行為や試験目的の行為を育成者権が及ばないものとしている。また農業者が自己の経営する土地において収穫物を増殖の目的で使用することも育成者権の埒外においている。これが農民の自家増殖権（Farmers Right）である。次いで育成者自身か若しくはその同意を得て販売その他の商業目的による譲渡がなされたものは育成者権による制約をうけないことが記載されている。これは種苗の販売を行うにあつて当然のことであるが、その場合にも当該品種を新たに増殖することや、当該品種が保護されない国や領域に持ち出すことは禁止されている。第一七条では公共目的で育成者権の行使を制限することが可能であるとしているが、同時にそれに見合った対価を育成者に支払うべ

きことが規定されている。

以上のように、育成者権保護に関する根幹部分をUPOV条約が規定しており、加盟国の国内種苗法制も大枠ではこれに沿つたものとなつている。しかし育成者権保護の実効的運用については、国内法の役割が大きく、そしてそこには国内事情が色濃く反映しているように思われるのである。

（二）中国の植物新品種保護体制について

前述したように、中国では動植物品種については特許法制による保護対象から除外されている。したがつて、中国における新品種の育成者権保護はもっぱら種苗法制によつている。また中国では「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」などの諸規則が種苗法を補充するものとして存在する。中国の「種苗法」（中華人民共和国種子法、二〇〇〇年一二月施行）は品種を保護するものではなく、むしろ育種方法の保護や種子生産・経営管理強化のためのものである。中国はWTO加盟の要件を満たすために、一九九九年にUPOV条約に加盟（ただし七八年条約であり、九一年条約への加盟を現在検討中である）したが、国際標準にあわせる目的で、一九九七年に「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」を発効させた。この規制でやや違和感をおぼえる箇所は次のとおり

である。なおこの文書では育成者権という用語を用いず、品種権としている。日本語訳については、(株)農林水産先端技術産業センターに依っている。

第一、品種権の内容および所有権について、第六条で「育種を達成した団体または個人は自らの保護された品種に対する排他的な権限を持つ。本規制において別段の規定がない限り、他の団体または個人は品種権保有者の同意を得ずに上記の保護された品種の繁殖材を商業目的で生産または販売してはならず、また保護された品種の繁殖材を他の品種の繁殖材の生産において商業目的で反復的に利用してはならない」と規定している。

この品種権の効力が非常にわかりにくく、UPOV九一年条約にあるような商業目的による譲渡や輸出入などの規定が不明確である。また繁殖材(種苗)のみの規定で、収穫物に対する規定があるのかどうか筆者には未だ理解しがたい部分もある。また、収穫物を加工したものについての保護はない。

第二、先願主義に立ち、第八条で「一つの新しい植物の品種には一式のみの品種権が付与されるものとする。

同一の新しい植物の品種について二人以上の申請者が個別に品種権の申請を行った場合、品種権は先に申請を行った者に付与されるものとする。申請が同時で

あった場合、品種権は当該の新しい植物の品種の育種を最初に達成した個人に付与されるものとする」と規定している。そして保護要件として、新規性、独自性、均一性、安定性、名称の適切性が要求されている。

ここまではほぼ各国と同様である。しかし第十四条において新規性について規定が付け加えられている。要約すれば、「出願前にその品種が販売されていなかったか、または育成者(育成者)の許諾を得て、中国国内で一年以上にわたって販売されていなかったことが新規性の要件であること」、これは理解できるようにしても、「国外で当該品種が種類によって四、六年以上にわたって販売されていなかったこと」が品種権の保護要件となっている。この部分は未譲渡性に関する規定で、各国においても同様の規定は存在している。しかし、新興市場として登場してきた中国の場合には、既存の有力品種の多くが中国においては未登録の可能性が高いといえよう。煩雑な法律論議は避けるとしても、要するに既存のビジネス的に有望な品種を中国市場へ持ちこむ場合に、育成者権を保護してもらえないことがあるというのである。

第三、保護期間について、第四条で「その付与の日から起算した品種権の保護期間は蔓植物、森林樹木、果樹および観賞植物については二〇年間、またその他の

植物については一五年間とする」。

これについては、九一年条約に加盟する際には当然ながら、二〇年から二五年に延長されるであろう。

以上のように中国「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」の内容は、同様にUPOV条約に加盟している日本の種苗法と共通する点が多いものの微妙な差異がみられる。またわが国の種苗法に見られない強制ライセンスとファーマーズライト (Farmers' Right) の強さにも大きな特徴がある。

「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」第一条

「審査・承認当局は、国家または公共の利益のために、新しい品種を利用する強制実施権の付与を決定することができる、それは直ちに登録され、公告されるものとする。利用のための強制実施権を付与された団体または個人は品種権保有者に合理的な使用料を支払うものとし、その額は両当事者間で決定されるものとする。両当事者が合意に達しなかった場合、審査・承認当局が裁定を下すものとする。品種権保有者が強制実施権を付与するという決定に満足しなかった場合または使用において支払われる料金に関する裁定に満足しなかった場合、その品種権保有者はその通知を受け取った日から三か月以内に人民裁判所に訴訟を提起す

ることができる。」

中国農林省によつて、「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」に付随して、公布された実施規則では農林省は次のいずれかの事情の下で新しい植物の品種を生産、販売および利用する強制的ライセンスを授与することを決定することができるとしている。(i) 国家または公共の利益などの特定のニーズのためにそれが必要な場合。(ii) 品種権保有者が自らの品種を利用せず、また合理的な条件下での他人による利用を承認しないことに対する正当な理由をもたない場合。このように私的な育成者の意思と独立して、公的な権利保護と制限が行使されるという「社会主義的」側面があるのである。

次に、ファーマーズライトの問題であるが、UPOV条約では事実上、自家増殖権の範囲は各国の判断にまかされている。日本の種苗法でも、農家が育成者権の許諾を得ずに行う自家増殖は種苗法二二条第二項で認められているが、近年、種苗法が一部改正され、種を介さない挿し木や細胞増殖などによる無性繁殖方法が多く用いられる栄養繁殖性植物を中心に二〇種以上が自家増殖禁止作物に指定された(表3)「野口二〇〇四」。一方、「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」第一〇条による

「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規

制」第一〇条

「品種権保有者の本規定の下で、他の権利を害することなく、(i)(ii)の目的での保護された品種の利用は品種権保有者の承認を必要とせず、またロイヤリティの支払いも必要としないものとする。(i)保護された品種の育種およびその他の科学的研究活動への利用。(ii)農民による自己の農地で収穫された保護された品種の繁殖材の自己の農地での繁殖目的での利用。」

ここで問題なのは、中国の場合は、農村で主に経済活動を行っている農業者と郷鎮企業の経営者の区別が付けにくいことである。土地を持ち、農業を行いながら、加工工場を経営している郷鎮企業の経営者達も中国の戸籍制度により、身分は農民である。彼らの自家増殖とその種子を用いた生産は大規模で、市場への影響力も大きく、育成者権保護にとつては大きな障害となる可能性が高い。今後、郷鎮企業の自家増殖をどのように取り扱うべきか検討すべきだと思う。近年、農民戸籍の廃止問題がとりざたされているが、このファーマーズライトの今後の取り扱いにも注目するべきである。

以上の二つの点について明らかのように、中国政府は育成者権を保護するが、同時に優秀な新品种を国家の力で普及し、農民である利用者の権利を守るという意識が相対的に強いと考えられる。育成者権について、このような特殊

性をもつ中国における種苗の流通と経営の実態については第二章で述べることにしたい。

次いで後段の産地化の課題として、取り上げるF1種の保護についても述べておきたい。異なる品種・系統や異なる種の間で交雑したときの子孫を雑種（ハイブリッド）という。F1種は雑交した次の世代つまり一代雑種である。F1は親株の各々の優性を引き継ぎ、またいわゆる雑種強勢を示すという優れた特徴がある反面で、F1を交雑したときの雑種第二世代（F2種）には、多くの株に親と異なる形質が現れるため、自家採取の意味がなく毎年種子を購入

表3 日本において自家増殖に係る育成者権の例外規定が適用されない植物リスト

草花類 (19種類)	アルストロメリア、オドントグロッサム、オンシジウム、カスミソウ、カトレア、ガーベラ、カラコエ、クレマチス、ジゴカクタス、シンビジウム、セントポーリア、チューリップ、デンドロビウム、ナデシコ、ペチュニア、ペラルゴニウム、ハウセンカ、カキツバタ、カーネーション
観賞樹 (3種類)	アジサイ、バラ、ポインセチア
きのこ (1種類)	シイタケ

出所：種苗法（日本）より抜粋整理。

しなければならぬ。これもF₁種の特徴のひとつである。選抜を重ねて、いわゆる固定種（親株の形質を安定的に引き継ぐ種）化する場合でも一〇世代に及ぶ長期の育成が必要と言われている。

日本種苗法では、品種登録の効力として、品種登録者以外は業（ビジネス）として以下に掲げる行為が禁止される（第二二条の五第一項）。

(1) 登録品種の種苗を有償で譲渡し、若しくはその申出をし、又は有償で譲渡する目的で生産し、若しくは輸入すること。なお、この効力は種苗のみに及び、農家等が自家採種によって継続して栽培を行うことについては及ばない。

(2) 登録品種の植物体の一部を利用しても極めて容易に繁殖する種類に属する場合には、その植物体の一部を利用して繁殖させて得られる植物体を有償で譲渡すること。

(3) 登録品種である固定品種と他の固定品種を交雑させて得られる種子・胞子を種苗として有償譲渡し、若しくはその申出をし、又は有償で譲渡する目的で生産し、若しくは輸入すること。

即ち、登録品種を育種の素材として利用する行為やその育成によって生じた別の新しい品種については、原則として登録の効力は及ばないが、交雑させた結果得られる一代

雑種の種子等については(1)の場合と同様の登録の効力を認める趣旨である。

しかし、「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」では「新品種」という概念以外、固定種と一代雑種の保護についての説明がみられない。また一代雑種は第一六条と第一七条に規定された均一性と安定性という登録要件を満たすことが難しいため、現在の中国種苗関連法制では、保護しにくいと考えられる。したがって、中国においては、親の固定種の保護と特許法による新品種の開発技術の保護によることになるが、現状では実現する可能性は低い。

(三) 育成者権侵害とその対応について

最近ではわが国の保有する育成者権を侵害する事例として中国と韓国が取り上げられることが多いが、その実態はどのようなものになっているのだろうか。最近、社団法人農林水産先端技術産業振興センターがアンケート調査を実施している「農林水産先端技術産業振興センター二〇〇六」。このアンケートはわが国の育成権者全員（二〇五五）に対するものであるが、回収率は二六・一％と低いので、すべての侵害事例をカバーしてはいないもの、おおよその傾向をみてとることができる。育成権を保有している（すなわち品種登録を行っている）者は、個人、企業、地方公共団

体、J.A.、独立行政法人、その他大学、財団等である。回答者（五三六）の割合でみると、個人が五二・二%、企業が二九・三%、地方公共団体が一〇・六%を占めている。これらが主要な育成権者である。

回答者のうち育成者権の侵害を受けたものの比率は三三・六%とほぼ三分の一に及ぶ。そしてこれらの権利侵害の七五%は日本国内のみでの権利侵害となっている。国内と海外の両方で権利侵害を受けたものおよび海外で権利侵害を受けた回答者の合計は二五%である。作目別の侵害件数（全部で一五九件）で見ると花が四六・一%を占め最も多い。次いで果樹一七・二%、野菜一一・七%となっている。損害額は未記入のものが多く、損害実態を把握することの困難さを示しているように思う。記入されているものだけを集計すれば、損害額一〇〇万円未満が一八例、一〇〇万〜四九九万円が一六例、五〇〇万から九九九万円が四例、一〇〇〇万円以上が九例となっている。なお未記入は一・二例である。海外における権利侵害は六三件あり、その内容は、海外における種苗や収穫物の販売が二一例。海外で増殖した種苗や収穫物のわが国への輸入・販売が一五例、そして第三国への輸入・販売が四例、その他となっている。このうち相手国が中国の場合の権利侵害が二〇例、韓国が二二例となっている。このようにメディアなどの報道で受ける感触よりも育成者権侵害の件数は多くはない。

ただし権利侵害の事実を育成者が気づいていないケースも考えられるので、これをもって海外における権利侵害は深刻でないとは即断できない。わが国への輸入農産物についてのDNA検査の取り組みもまだ始まったばかりである。

昨年から二回にわけて種苗会社中国支社において、権利侵害の実態についての聞き取り調査を行ったところ、侵害が表面化しにくい理由がいくつか指摘された。第一の理由は育成者権保護の前提となる品種登録の煩雑さと審査の遅さである。ある欧州系種苗会社の場合にはやむを得ず、中国で未登録のまま販売を開始したこともあったという。そして第二は実効ある対抗措置をとることの困難さである。種の袋に会社名まで入れてあるようなものについて、見過ごすことができず法的措置をとったが、損害額よりも訴訟費用が多くかかった。また裁判所がこのような訴訟に不慣れであり、植物に関する知識が不十分な場合もあるという。さらに第三に、中国の種苗法制下では「農民」が事実上、育成者権の埒外におかれていることも理由の一つである。農民に対してはロイヤリティ（当該品種の使用権利）すら請求することはできない。そもそも、種に多額の支払いが必要であるということ自体がほとんどの農民にとつては想像外なのである。このような条件下においては、育成者権の侵害について表に出てくるものは必ずしも多くないというのが実情であろう。

以上のように、中国における育成者権保護の状態は必ずしも十分なものではない。とりわけ、品質の良い園芸産品を容易に栽培できるF1種や栄養繁殖により大量普及が望める品種に対する保護の手薄さは、優良種苗の導入についての大きな制約となり、後段で述べる園芸産地づくりと農家の所得拡大にとっても、よい結果をもたらささないのではないかと思われる。

二 中国沿岸部における種苗流通の実態と産地化の課題

本章では、中国沿岸部の園芸経営の実態調査により、中間の種苗の流通経路とそこに含まれる問題点を明らかにする。

(一) 生産者の実態調査について

中国沿岸部における種苗流通はおおよそ図2のようになっている。CとDは従来からある種苗流通経路である。今回は前述した新たな事態の発展に照応する種苗流通経路AとBについて調査を実施した。

流通経路A——日系企業の開発輸入の場合…商品の大部分を日本向けに輸出する塩蔵野菜（胡瓜）の加工工場二社の調査を行った。使用する日本製F1品種を指定するた

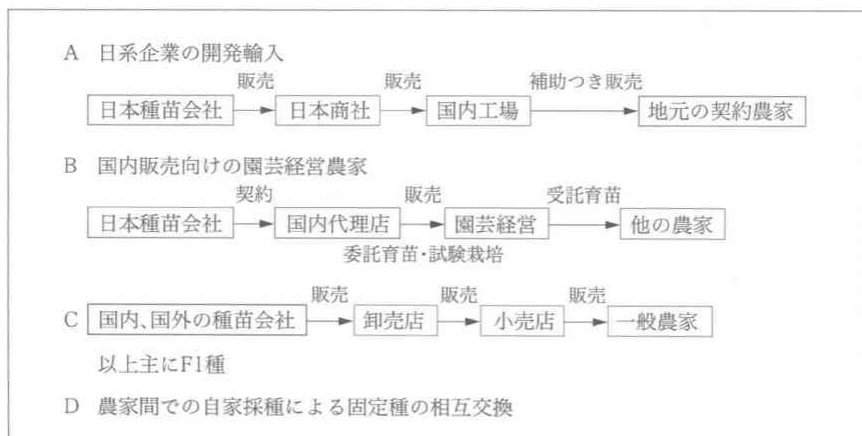


図2 中国沿岸部における種苗流通経路

め、種が輸入元商社によって中国へ持ち込まれ、現地加工工場が地元の契約農家に補助金つきで販売している。また工場は契約栽培の形で、農家からの出荷を全量買取している。品質管理について、農薬と肥料の条項が詳しく契約書に書かれる一方、種についても播種量から発芽率まで直接日本商社に厳しく管理されている（浙江省蕭山の加工工場と契約農家との「胡瓜栽培契約書」「農作物栽培管理／農薬使用記録表」による）。しかし実際は塩蔵用胡瓜の三分の一が指定F1品種以外の種で生産されているように見受けられる。工場は農家の持ち込んだ胡瓜を大まかに選別し、塩蔵した後さらにもう一度輸出にあてるものを選別し、二級品を国内販売へ仕向けることになるのだが、一部の農家は明らかに購入した種子で生産できる量を超えて出荷してくる。これはF1から自家採取したF2の種子で生産されたものである。本来、同じ品種のF1種であれば、揃いがよいはずである。しかし、実際には、太さが同じであつても、長さの違うものがある。またイボの出方が違うものもある。このような不揃いがあるのはF2を使用しているからなのである。

その原因は日本商社が品質管理簿に基づき、種から収穫までの全過程を厳しく管理しているが、仕入れる段階ではすべて現地加工工場に任せる形になっているからである。現地加工工場は中国国内向けの生産も同時に行っているた

め、仕入の際、中国国内向けと海外向けの区別をつけずに一括買い取りしている。また、地域には一〇〇社以上の加工工場があるため、契約を守らず、解約された農家は他の工場に売り込むことができるから、このような不正があつてを絶たない。そこに日本商社の品質管理の限界が垣間見られる。そしてまたこのような上からの管理強化によつては、農家の経営意識の向上は期待できないと思われる。

流通経路B——国内販売向けの場合…一〇〇%国内向けの花の生産を行う個別経営を調査の対象とした。主な作目は花壇苗（主に政府仕向け）、鉢物（主に直営店舗による小売）、プラグ苗（種苗会社および他の農家からの受託生産）である。この経営で使われている種は代理店から一括購入の外来F1種（日系種苗会社、米系種苗会社）がほとんどである。外来F1種を使う理由はその品質の高さにある。しかし作目によつては、挿し木をすることによりコストを下げる事ができる。その場合、約一〇倍に自家増殖させることにより、在来種と同じレベルまでコストダウンすることができるといふ。

そこで自家増殖に関する法律問題が生ずる。「新しい植物の品種の保護に関する中華人民共和国の規制」では、すべての登録品種の農家による自家増殖は認められている。つまり購入した苗からさらに苗を繁殖した場合、その苗には育成者権が及ばない。栄養繁殖性植物は容易に繁殖でき

表4 中国における品種保護対象植物

区 分	植 物 名
作 物	稲、小麦、ソバ、大豆、トウモロコシ、パレイシヨ、落花生（農省）
草 花	カーネーション、菊、グラジオラス、ジャスターデージー、シンビジウム、スイバ、スターチス、ストレリチア、セキチク、ダイアンサス、ナツシロギク、マーガレット、ユリ（農省）
飼料作物	アルファルファ、ケンタッキーブルーグラス（農省）
野 菜	トマト、白菜、ピーマン、ルタバカ（農省）
工芸作物	茶（林省）
観賞樹	アブラギリ、オヒヨウモモ、キンモクセイ、サルスベリ、ツバキ、バラ、ポタン、モクレン、鯉梅、ロードレンドロン（林省）
林 木	イチイ、イチョウ、桐、ドロノキ、ポプラ、ヤナギ、ユーカリ、リュウキュウスギ（林省）
果 樹	杏、梅、柿、栗、胡桃、西洋梨、棗、日本梨、桃（林省）

出所：2001年UPOV理事会資料などより抜粋整理。

る作物であるが、中国においては、育成者がロイヤリティを支払ってもらえない場合が圧倒的に多い。さらに苗の販売を目的とする不正繁殖という問題がある。調査対象の園芸農家によれば、中国では、海外種苗会社が開発したいいくつかの新品種の苗が半額以下で販売されているそうで、この農家でも今後の仕入を検討中であるという。

(二) 日系種苗会社の経営実態について

第一章で検討したように、自社開発した新品種を保護するため、法律的な手段として特許法そして種苗法に基づく登録が一般に行われている〔野澤二〇〇四〕。しかし、中国の場合は法的に解決できない三つの問題がある。第一の問題は、中国政府の審査技術が遅れていることである。一般に種苗法の保護範囲は審査技術が確立している品種に限定せざるをえない〔原田二〇〇四〕。中国は五回にわたり農業植物新品種保護リストを、また四回にわたり林業新品種保護リストを相次いで発表しており、保護を受けている植物の属・種は一一九（二〇〇三年度末）にのぼっている。そのうち農業植物品種は四一、林業植物品種は七八である（二〇〇四年度中国知的財産権保護状況白書）による。中国の主要な品種保護対象植物は表4のとおりである。第二に、中国の農林省は農省と林省に分かれていることである。企業が登録する際に、植物の科目によって常に

二つの行政庁に対応しなければならぬ。そうすると時間とコストがかなりかかるという。第三に、第一章で述べたファミリーブライトの問題である。郷鎮企業に自家増殖権を認めるような条件下では、外資系種苗会社は安心して活動することは難しいはずである。中国における外資系種苗会社の活動はこのような問題によっても大きな制約を受けている。

日系種苗会社ではこのような実態に対し、F1種を軸に独自の生産システムを利用し、自社開発した品種を守っている。F1種にする理由はもちろん種苗法制の不十分さと自家増殖対策のためである。もし固定種を軸として販売したら、簡単に自家採種されるので継続して購入してもらえないばかりか、コピー品が廉価販売されて、種苗会社の生存に関わる深刻な状態になるおそれがある。しかし親品種は無保護であり、F1も常に危険にさらされている。

そしてもう一つの要因は、市場での量り売りを中心とする従来の販売システムが、外資系の大手スーパーやコンビニエンスストアの中国への進出などにより大きく変化する可能性があることである。生産者はスーパーやコンビニエンスストアの販売計画に対応するため、一定期間に等品質の商品を一定量出荷することが求められるようになっていくだろう。F1種の特徴は、在来種に比べ、高価だが、収穫量、耐病性、高品質、規格と出荷時期の一致性、栽培の

標準化が進んでいるなど、このような市場の変化に非常に適合的であるといえよう。このように市場要因と技術要因がマッチしているため、F1種には大きな発展の可能性があるとと思われるが、その普及のためには、既存品種であるその親にあたる品種を含めた総合的な保護体制が検討課題となろう。

ところで、日系種苗会社によれば、日本では普通に行われている農家への技術指導を中国では行っていないという。それは様々な中国に特有の問題があるからである。第一は、中国の農村における識字率や栽培上の専門知識に問題があることである。種にマニュアルを添付しても理解できる人が少ないため普及しにくい。第二は、農家の生産組織化が進んでいないこと。広い範囲に農家が散らばっていて、知識を普及するための技術者の派遣はコストがかかり、合理的ではない。第三は、人材不足の問題。組織化されたところへ技術者を派遣しようとしても適切な人材が少ないことである。第四は、経験主義である。中国の農民は従来の作り方にこだわり、新しい作り方に対しては受け入れにくいところがある。このような問題があるため、日系種苗会社は中国の農家の従来の作り方に合う品種を選ぶ傾向があり、販売戦略もそれに沿ったものになりがちであるという。

しかし、中国の沿岸部では中産階級が増大するに伴っ

て、食習慣も変化しはじめ、食材の高品質化と規格化が進んできている。それらの新たな需要に応じて農産物を出荷できる農家と、できない農家との所得格差が生まれつつある。近い将来、産地化・ブランド化の進展につれて、外来F1種の需要はますます大きくなるはずである。

(三) 産地化の課題

中国産野菜輸入の増大とともに日本商社が中国において農産物の「開発輸入」を積極的に展開した。しかし、残留農薬問題の発生以降、日本商社の契約農家に対する栽培管理が厳しいものになっている。具体的には、契約農家に対して、栽培マニュアルを厳密に順守することを求めたのだが、見落としてはならないのは、農薬施用のみならず、種苗管理の徹底による品質維持を求めていることである。中国産野菜の残留農薬問題は中国農産物輸出基地再編のきっかけになったと指摘されているが、指定された品種以外の種による生産物を混ぜて出荷するという問題も同時に生じている。このように、個別農家への生産管理が強化される一方で、輸出企業が契約栽培から大規模直営農場へ生産を転換する例もみられる。

農場用地を自治体から一括して借地する方法で確保し、地元の農民を雇用し、栽培作業に従事させる直営農場制は品質管理を徹底できる。しかし他方では管理コストを企業

が負担することになる。契約型は企業のコスト負担が少なくて済むが、前に述べたように品質管理が徹底できないところが弱点である。しかしコスト負担の大小よりもむしろこれらの事例が示す問題は農民の経営意識や栽培技術を向上させる契機に乏しいことである。上からの再編を意味する直営農場制か契約型かという経営選択だけでは、農業の本来的な担い手である農民の成長を疎かにしている面があるように思われる。より効率的な農業経営を目指すために、農民の経営意識と栽培技術を向上させる新たな経営形態と農家組織が必要ではないかと思われる。

ヒアリング結果から、日系種苗会社代理店S社が取り組んでいる産地育成戦略はこの問題を解決する一つの糸口であると思われる。海外市場向けだけではなく、年間一人当たりGDP四〇〇〇ドル以上になった中国の沿岸部では、高品質農産物の国内需要も増大してきている。変化する消費者のニーズに応じて、S社は個別農家を組織化し、産地化・ブランド化を図る試みを行っており、この組織にF1種の普及を促す模範的な役割を担っている。S社は二〇〇四年までに二つの生産協会を成立させた。これらの生産協会が使われる種苗はすべてS社が提供している。そして生産物はS社のオリジナルブランド名で出荷されている。出荷先は主に地元の青果市場で、表5で示したように一般商品の二倍から六倍の高価格で取り引きされている。S社

表5 産地育成のため成立した生産協会

組織の名称	成立の時期	成員数	栽培品目と市場単価	一般商品の市場単価
浙江省嘉善馬家橋西瓜、メロン生産協会	2000年	20戸	西瓜・メロン：1.5-6.0元/kg	西瓜：0.3-0.6元/kg メロン：0.5-1.0元/kg
広東省乳源県一六鎮果実野菜生産協会	2004年	65戸	西瓜：1.8-3.0元/kg メロン：2.5-4.0元/kg スイートコーン：0.9-1.8元/kg	西瓜：0.3-0.6元/kg メロン：0.5-1.0元/kg スイートコーン：0.4-0.8元/kg

出所：ヒアリング調査による。

は生産協会に対して播種から収穫までの栽培指導、運営規則の提案およびブランド戦略の提供などのサポートを行う見返りとして、高価な種苗の安定販売先を確保しているのである。

産地化・ブランド化による生産物の高値販売は農家に対して強いインセンティブを与え、徐々に自主的な品質管理が可能になってきており、経営意識の向上へもつながってきている。中国農業経営再編の中で直営農場や契約栽培農家とは異なったタイプの、このような農家組織による産地化が今後はもう一つの課題になると考えられる。このような経営・組織形態に

ついては、引き続き注目していく必要がある。

以上から次のことが明らかとなった。まず第一点として、主に海外種苗会社から提供されるF1種は新たな市場環境のなかで、産地化・ブランド化を進めた農家に大きな利益をもたらす。第二点は、それと同時に種苗会社・代理店にとっても高価なF1種の販売によって、大きな利益が期待できる。それゆえ、このような産地育成戦略は種苗会社・代理店にとっても意義がある。そして第三点は、このような外来種苗を用いた産地モデルを確立していくことが中国農村における経営意識改革と栽培技術革新の糸口となるように思われるのである。その意味でも、育成者権保護の徹底は、中国農業の発展にとっても重要な課題である。

注

① 北海道産インゲンの育成品種「雪手亡」が中国の「大手亡」として逆輸入された事件。両者のDNAが一致していた。

② 調査期間…二〇〇五年五月～七月、二〇〇六年三月
調査地域…中国浙江省・江蘇省 調査対象…塩蔵野菜の加工工場二社・園芸経営農家一社・日系種苗会社現地法人一社・日系種苗会社中国国内代理店一社。

参考文献

- (社)農林水産先端技術産業振興センター 二〇〇六 「育成者権に関するアンケート調査報告書」。
- 野澤真 二〇〇四 「植物品種保護制度の概要」 『農業および園芸』七九(二)、一〇五一—一〇五頁。
- 野口博正 二〇〇四 「種苗法における自家増殖、農業者と育成者の権利調整」 『農業および園芸』七九(二)、二一一—二二三頁。
- 原田久也 二〇〇四 「育成者権保護のための制度と技術」 『農業および園芸』七九(二)、一〇三一—一〇四頁。